

改正

平成19年1月11日規則第2号

平成21年12月25日規則第57号

平成30年3月7日規則第3号

令和2年6月19日規則第27号

深谷市花植木公設地方卸売市場条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係事業者（第4条—第11条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第12条—第16条）

第4章 市場の使用（第17条—第20条）

第5章 管理（第21条・第22条）

第6章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、深谷市花植木公設地方卸売市場条例（平成18年深谷市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（販売開始時刻の周知）

第2条 卸売業者の販売開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって周知する。

（開場時刻等の変更通知）

第3条 卸売業者は、開場時刻の変更又は臨時の開場若しくは休業する旨の掲示があったときは、直ちにその旨を業務上必要と認める者に通知しなければならない。

第2章 市場関係事業者

（卸売業者の許可手続）

第4条 条例第8条第2項の申請書は、卸売業者許可申請書（様式第1号）とする。

2 市長は、第8条第1項に規定する卸売業者の許可をしたときは、当該申請者に対して、卸売業者許可書（様式第2号）を交付する。

(せり人の届出)

第5条 条例第9条第2項の届出書は、せり人届出書(様式第3号)とする。

(買受人の承認手続)

第6条 条例第10条第2項の申請書は、買受人承認申請書(様式第4号)とする。

2 市長は、条例第10条第3項の規定により買受人の承認をしたときは、当該申請者に対して、買受人承認書(様式第5号)を交付する。

(買受人の保証金)

第7条 条例第12条の規定による買受人の保証金の額は、3万円以上5万円以下とする。

(買受人章)

第8条 条例第13条第2項の規則で定める実費相当額は、1件につき1,500円とし、買受人が実費相当額を納付したときは、市長は買受人章(様式第6号)を交付する。

2 交付された買受人章を亡失又は損傷したときは、当該買受人は直ちにその旨を買受人章亡失(損傷)届出書(様式第7号)により、市長に届け出て買受人章の再交付を受けなければならない。この場合において、当該買受人は、前項の実費相当額を納付しなければならない。

(買受人組合の届出)

第9条 条例第14条の規定による買受人組合の届出は、買受人組合届出書(様式第8号)により行うものとし、変更の届出は、買受人組合変更届出書(様式第9号)により行うものとする。

(附属営業人の承認)

第10条 条例第15条第2項の申請書は、附属営業人承認申請書(様式第10号)とする。

2 市長は、条例第15条第1項に規定する附属営業の承認をしたときは、当該申請者に対して、附属営業人承認書(様式第11号)を交付する。

(名称変更等の届出)

第11条 条例第17条第1項の規定による届出は、市場関係者変更届出書(様式第12号)により行うものとし、同条第2項の規定による届出は、市場関係者死亡・解散届出書(様式第13号)により行うものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の単位)

第12条 卸売業者は、条例第21条ただし書の規定により数量以外の単位で売買取引をしようとするときは、あらかじめその取引をしようとする物品の品目ごとに単位を決めて、行わなければならない。

(物品の上場順位)

第13条 市場において物品を上場する順位は、物品の市場到着順とする。ただし、委託契約約款に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 同一品目に属する受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

3 卸売業者は、前2項の規定にかかわらず相当の理由があるときは、上場順位を変更することができる。

(異議の申立て)

第14条 条例第24条第1項の規定による異議の申立ては、売買取引異議申立書(様式第14号)により行うものとする。

(卸売物品の引取り等)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第31条第2項に規定する買受物品の引取りを怠ったものとみなす。

(1) 卸売業者が物品の取引を完了し、買受人が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。

(2) 買受人の住所が不明であるため、引取りの請求ができないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が買受人に不当又は不正な行為があると認めたとき。

(販売した物品の報告)

第16条 条例第34条第5項の規則で定める報告書は、販売報告書(様式第15号)とする。

第4章 市場の使用

(施設使用料の納期限)

第17条 条例第42条第1項に規定する使用料は、当該年度の4月分から9月分までを10月末日までに、10月分から翌年3月分までを、同月末日までに納付しなければならない。

(利用者の負担)

第18条 条例第43条に規定する市長が指定する費用は、次に掲げる市場施設における電気、ガス、水道、電話等の費用及びこれら設備の維持管理等に要する費用とする。

(1) 卸売業者売場

(2) 冷蔵庫

(3) 附属営業の各店舗

(4) 業者事務所

(5) 会議室

(6) 便所

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する市場施設

2 前項の費用の算定は、計量器による。ただし、特別の事情がある場合は、市長の認定によることができる。

(用途変更、転貸等の申請)

第19条 条例第44条ただし書に規定する市長の承認を得ようとする者は、市場施設用途変更（転貸等）申請書（様式第16号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市場施設用途変更（転貸等）承認書（様式第17号）を当該申請者に交付する。

(施設変更の申請)

第20条 条例第45条第1項ただし書に規定する市長の承認を得ようとする者は、市場施設変更申請書（様式第18号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、市場施設変更承認書（様式第19号）を当該申請者に交付するものとする。

第5章 管理

(物品の品質管理の方法)

第21条 条例第52条の規定により規則で定める卸売の業務に係る物品の品質管理の方法のうち、卸売業者が行う物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。

(1) 卸売の業務に係る施設（以下「卸売施設」という。）ごとに取扱品目、卸売施設の設置温度（温度管理を行う卸売施設に限る。）及び品質管理の責任者（以下この号及び第4号において「責任者」という。）を定め、物品の品質管理に関する事項届出書（様式第20号）により市長に届け出るとともに、当該責任者の氏名を卸売施設の見やすい場所に掲示すること。

(2) 前号の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、物品の品質管理に関する事項変更届出書（様式第21号）により届け出ること。

(3) 次に掲げる事項を定め、これを遵守して物品の品質管理に努めること。（温度管理を行う卸売施設に限る。）

ア 卸売施設の温度管理に関すること。

イ 卸売施設の温度の確認に関すること。

ウ 物品の品質劣化を招く諸条件下における品質管理に関すること。

エ 卸売施設等の清潔の保持及び衛生的な利用に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか物品の品質管理の推進及び徹底に関すること。

(4) 責任者は、前号に掲げる事項の実施を統括すること。

2 条例第52条の規定により規則で定める卸売の業務に係る物品の品質管理の方法のうち、市場関係者（卸売業者を除く。）が行う物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。

(1) 店舗等使用施設（以下「使用施設」という。）ごとに使用施設の設定温度及び品質管理の責任者（以下この号及び次号において「責任者」という。）を定め、使用施設の見やすい場所に氏名を掲示すること。

(2) 次に掲げる事項を遵守し、物品の品質管理に努めること。

ア 使用施設及び物品の適正な温度管理を行うこと。

イ 使用施設等の清潔の保持及び衛生的な利用を図ること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、物品の品質管理の推進及び徹底を図ること。

(3) 責任者は、前号に掲げる事項の実施を統括すること。

(備付帳簿等の保存)

第22条 卸売業者は、条例第35条に規定する売買仕切書については、その作成の日から2年間、条例第53条に規定する備付帳簿については、その閉鎖の日から10年間、これを保存しなければならない。

第6章 雑則

(運営審議会の庶務)

第23条 条例第55条に規定する審議会の庶務は、深谷市花植木公設地方卸売市場主管課において処理する。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の深谷市花植木公設地方卸売市場条例施行規則（平成12年深谷市規則第51号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年1月11日規則第2号）

この規則は、平成19年1月12日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月19日規則第27号）

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

卸売業者許可申請書			
深谷市長		あて	
		年 月 日	
深谷市花植木公設地方卸売市場の卸売業について、下記のとおり許可申請します。			
		申請者 氏名又は名称(商号) 代表者氏名	
		印	
住	所		
資本金・出資の額			
取扱品目			
役員名簿			
役職名	氏名	役職名	氏名

(注) 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第2号(第4条関係)
様式第2号(第4条関係)

卸 売 業 者 許 可 書

申 請 者
氏名又は名称(商号) 様

住 所

取 扱 品 目

年 月 日付けで申請のありました深谷市花植木公設地方卸売市場の卸
売業者として許可します。

年 月 日

深谷市長

印

様式第3号 (第5条関係)
 様式第3号 (第5条関係)

せり人届出書			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: left;"> <p>深谷市長 あて</p> </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <p>年 月 日</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">深谷市花植木公設地方卸売市場における卸売業務に係るせり人について、下記のとおり届け出ます。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 届出人 氏名又は名称(商号) 代表者氏名 住所 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>			
せり人氏名	生年月日	住 所	せり従事 年 数

(注) 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第5号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)

買 受 人 承 認 書

承認番号 第 号

申 請 者
氏名又は名称(商号)

代表者氏名 様

住 所

年 月 日付けで申請のありました深谷市花植木公設地方卸売市場の買
受人として承認します。

年 月 日

深谷市長

印

様式第6号(第8条関係)
様式第6号(第8条関係)

買 受 人 章

(番 号)

材 質 プラスチック

規 格 縦 6cm × 横 12cm

地 色 白又は緑色

字 色 黒色

様式第7号(第8条関係)
様式第7号(第8条関係)

買受人章亡失(損傷)届出書

深谷市長 あて

年 月 日

深谷市花植木公設地方卸売市場買受人章を亡失(損傷)したので、再交付を願いたく実費相当額を添えて届け出ます。

氏名又は名称(商号)

代表者氏名

住 所

買受人番号 第 号

様式第9号（第9条関係）
 様式第9号（第9条関係）

買受人組合変更届出書	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 深谷市長 あて </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div> <p style="margin-top: 20px;">深谷市花植木公設地方卸売市場の買受人組合につきまして、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>組 合 名</p> <p>代表者氏名</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>印</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p>	
変 更 す る 事 項	
変 更 後 の 内 容	
名 称	
規 約	別添のとおり
代 表 者 の 氏 名 住 所	
氏 名	住 所
組 合 員 数	人

様式第11号 (第10条関係)
様式第11号 (第10条関係)

附 属 営 業 人 承 認 書

氏名又は名称(商号)

代表者氏名

様

住 所

附属営業の種類

年 月 日付で申請のありました深谷市花植木公設地方卸売市場の附
属営業人として承認します。

年 月 日

深谷市長

印

様式第12号 (第11条関係)
様式第12号(第11条関係)

市場関係者変更届出書	
深谷市長	あて
	年 月 日
深谷市花植木公設地方卸売市場関係者(卸売業者・買受人・附属営業人)について、下記のとおり変更事項がありましたので、届け出ます。	
	届出人 氏名又は名称(商号) 代表者氏名 住所
	印
記	
変更事項(該当数字を○で囲んでください)	
1 氏名又は名称(商号)及び住所の変更	
2 卸売業者・附属営業人の業務の再開・休止	
3 卸売業者・買受人・附属営業人の業務の廃止	
4 法人の資本金・出資の額・役員の変更	
変更事項の内容	

(注) 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第13号 (第11条関係)
 様式第13号(第11条関係)

市場関係者死亡・解散届出書	
深谷市長	あて
年 月 日	
深谷市花植木公設地方卸売市場関係者が死亡・解散しましたので、届け出ます。	
届出人 氏名又は名称(商号) 清算人氏名 住所	
死亡・解散人の氏名及び住所	
死亡・解散人の業種	
原因	
その他	(死亡・解散人と届出人の関係)

(注) 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第14号 (第14条関係)
様式第14号(第14条関係)

売買取引異議申立書	
深谷市長 あて	
年 月 日	
深谷市花植木公設地方卸売市場の売買取引について異議があるため、下記のとおり異議の申立てをします。	
記	
異議申立人氏名 住 所	
異議の内容	

様式第15号 (第16条関係)
様式第15号 (第16条関係)

販売報告書 (年 月分)

年 月 日

深谷市長 宛て

深谷市花植木公設地方卸売市場卸売業者
名 称
代表者 ⑩

深谷市花植木公設地方卸売市場条例第34条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

上段：数量 下段：価格

	卸売数量及び価格				
	植 木	盆 栽	切 花	鉢 物	その他
せり売					
入 札					
相対取引					
その他					
計					

様式第16号 (第19条関係)
 様式第16号(第19条関係)

市場施設用途変更(転貸等)申請書	
<p>深谷市長 宛て</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>深谷市花植木公設地方卸売市場施設の用途変更・転貸等を行いたく、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名又は名称(商号) 代表者氏名 ① 住所</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
用途変更 転貸等の部分 及びその内容	<p>(図面を添付してください。)</p> <p style="text-align: right;">m²</p>
転貸の相手方	
期 間	
理 由	

(注) 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

市場施設用途変更(転貸等)承認書

申請者
氏名又は名称(商号) 様

住 所

年 月 日付けで申請のありました深谷市花植木公設地方卸売市場施設の用途変更・転貸等について、下記条件を付して承認します。

記

1 用途変更及び転貸等の部分

m²

2 用途変更又は転貸等の期間が終了したときは、直ちに市長にその旨を届け出て確認を受けること。この場合に施設変更があったときは、速やかに原状に復すこと。

年 月 日

深谷市長

印

市場施設変更承認書	
申請者 氏名又は名称(商号) 様	
住所	
年 月 日付けで申請のありました深谷市花植木公設地方卸売市場施設 の変更については、下記のとおり承認します。	
記	
変更の部分及び 変更後の用途	m ²
変更期間	
承認条件	施設変更の期間が終了したときは、市長に届け出て確認を受ける こと。
年 月 日	
深谷市長	
印	

様式第20号 (第21条関係)
様式第20号(第21条関係)

物品の品質管理に関する事項届出書

年 月 日

深谷市長

宛て

届出人
氏名又は名称(商号)
代表者氏名
住所



深谷市花植木公設地方卸売市場条例施行規則第21条第1項の規定により、物品の品質管理に関する事項について下記のとおり定めましたのでお届けします。

記

施設名	取扱品目	設定温度	品質管理責任者

(注) 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第21号 (第21条関係)
様式第21号(第21条関係)

物品の品質管理に関する事項変更届出書

年 月 日

深谷市長

宛て

届出人

氏名又は名称(商号)

代表者氏名



住所

深谷市花植木公設地方卸売市場条例施行規則第21条第1項の規定により、物品の品質管理に関する事項に変更があったので下記のとおりお届けします。

記

[変更前]

施設名	取扱品目	設定温度	品質管理責任者

[変更後]

施設名	取扱品目	設定温度	品質管理責任者

(注) 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。